令和4年1月1日

有道会綱領

- 、宗憲の精神に則り、愛宗護法、 両大本山、特に祖山護持の道念 にもとづき、宗団の和合と興隆に 尽瘁する。
- 、広く宗門人の与望に応え、宗政 の刷新、進展に邁進する。
- 三、常に本宗の使命達成のため、そ の発揚具現に挺身する。



大 本 山

永平寺第八十世

有

道

会

会



NO.101 2022.1

発 行 東京都港区西麻布2-21-22 大本山永平寺東京別院 同心閣内 有道会 〒106-0031 (題字・大本山永平寺第八十世 南澤道人大禅師猊下 御染筆)

発行人 釜田隆文



釜田 有道会会長

謹んで新年のお慶びを申し 上げます。 令和四年の年頭にあたり

世界中に蔓延し、 型コロナウイルスの感染が 万福多幸を念じ上げます。 と全国有道会々員諸老師の 年となりますよう念じます と共に、両大本山のご隆昌 令和二年一月半ばより新 令和三年

> 叶わない日々が続いており 第五波が下火になったもの 元の生活に戻ることが中々 いう専門家の意見もあり、 必ず第六波が起こると

今年こそは穏やかなる一

みに包まれました。宗門人 宗門にとっても大きな悲し 帰趨である大本山 その中にあって、 昨年は [永平寺

夏にピークを迎えた感染症 第であります。

にて、昨年十一月二十二日 ましては、矍鑠たるご尊容 宗務庁に於いて管長就任式

せられんことを、 寺貫首大寛眞應 (江川辰三) 九月十九日には大本山總持 て大きな損失であります。 ましたことは、宗門にとっ 禅師が相次いでご遷化され 希わくは大寂定中に遊化 会員一同

燈を引き継がれました八十 不老閣大禅師猊下に於かれ に臨まれ、 **|貫首黙室玄照 (南澤道人)** 昨年大本山永平寺の法

法)禅師が九月十日に、また 心よりご祈念申し上げる次

更に第百三十七

を頂戴致しました。 口 通常宗議会の開会式 議員にご懇篤なる教

貫

首慈航玄德(福

山

戴いておりますこと、 各位と共に心より冀うもの 法體堅固ならんことを会員 衆ご接化にと種々御高導を 有難く存じますが、 宗務・山務のご総覧、 何卒ご 誠に 兀

屋の流失等にて被災された 然災害が多発し、 上げます。 万々に心よりお見舞い申し 万々が犠牲になりました。 河川の氾濫による家 多くの

特派布教・

昨年も日本列島各地で自

宗門に目を向けます 梅花流をは

さらに、昨年末より有道

であります。

整いまし の会議の 教化

ては、昨 ましたが、 掲げる宗団機構・教学人 にてご報 モートによる会議の準備が また、 告致します。

いずれに致しましても議

を開催し、それぞれの

と致します。

い申し上げ、年頭のご挨拶

今後共ご指導ご��声をお願

あると思慮致しますので、

付託にお応え出来る道で

数の人が きましたので、曹洞宗令和 じめ検定会・研修会等、多 症拡大により延期されてい 三十七回通常宗議会も感染 なり、六月開催予定の第百 一年度決算とともに本会報 一日から開催することがで 開催は難しく、リ 年も顔を合わせて 有道会本部に於い 、昨年十一月二十 集う行事が中止に 部会長が中心となって、 をしっかりと見極めること 員一丸となって宗門の動静 員会』を再開し、僧堂に安 種々議論を重ねることがで が、全国有道会々員諸老師 きるかなどを協議していく にすれば充実した環境にで 居する修行僧の行履を如何 会『僧堂改革についての委

『有道会三政策専門部 たので、有道会が 施策に関する部

う難しい時代であります が、仏法には解決の知慧 諸問題が複雑に絡み合

会皆様の御福祥と新型感

全て

壬寅の新春を迎え有道

起の

理法

尊重し、全ての命が和合 出来る社会を目指して参 ず、我を超えた正しさを があります。光を見失わ

しめてお

前

在ること

進下さいますことを念じ 有道会皆様が御清祥に 益々仏法興隆にご精

宮崎禅

法宝は正

監院とし

悲しい

状

合掌



新

年

佛

法

如

何

南澤 道人 大禅師猊下

和四年年頭口

雪

裡

元

朝 穏

坐

間

寅 淑 気 入 褝 関

壬

海 波 平 日 月

還

四

染症の新たな波が参りま 新たに致しました。 も一層精進せねばと覚悟 ですが、老残に鞭打って で御遷化され寂しい限り 川禅師の御両尊が相次い せんことを祈念いたしま 昨年は、 福山禅師、 江

ローバル化した社会 釈尊が看破された縁

良さ」

の大戦の反省から、 師は「仏宝は光、 ります。 教えて下さいま しさ、僧宝は仲 てお仕えした故 態です。老衲が が今は余りにも 和を目指した世 を私たちに知ら が関わりの中に を証明するが如 りましょう。 て止みません

界でしたが

協調と調



監院 小林 大本山永平寺 こ挨拶 昌道

るご多祥を祈念申し上げ 寿ぎ有道会諸老師の更な 令和四年壬寅の新春を

いいたします。 祖山に賜りますようお願 山式、そして第七十九世 上げます。本年におきま 話相成り心より御礼申し 有道会皆様には一際お世 福山諦法禅師様の本葬と しても変わらぬご法愛を

有

道

世南澤道人不老閣猊下晋

年におきましては第八十

平素はもとより昨年一

会

会

さて、新年早々から俗 策も絵に描いた餅にな けでは実現できない。政 らば、「政策には理念や を動かさないと、良い政 頼りに政策と政略の両方 略や人間関係も必要にな 理屈が必要だが、それだ し紹介させていただくな 人間関係や信頼感を

長もつとめられた伊吹文 のお一人であり、衆院議 聞に掲載されました。少 り返っての回想記事が新 数年に及ぶ議員生活を振 明氏が引退にあたり三十 員が引退されました。そ しょう。

ねばなりません。

数決で決することが要諦 した。 であった。」との内容で いに妥協を重ね最後は多

第百三十七回曹洞宗通常宗議会

とした人間関係を築いて 影響を及ぼすものから私 す。例えば今回のような ゆくことが肝要でありま えて心豊かな人生を暮ら ます。この荒波を乗り越 起因し変化を重ねており のまで大小様々なことに たちの暮らしに関わるも 新型コロナウイルス感染 していくには仏法を理念 症流行のような世界中に 社会は無常でありま

和な社会実現に向けて力 を尽くしていく好機とせ 人々とサンガを為して平 間関係を一仏両祖のみ教 よって傷んだであろう人 えを理多として修復し、 今次の感染症流行に

宗議会開会式 ≡≡≡

管長就任式



炷

紫

烟

唯

禱

處

両

祖

真

前

仰

戒

香

荷

担

重責洞

門長

萬

和

樂

福

無

量

教示

両 尊 坦 上 仰 真 慈

慈悲容

九回衆議院選挙が行われ

対正しい答えはない。異

だきます。

なる意見にも耳を傾け互

や理念に数学のように絶

ますが昨年十月の第四十

るにあたり多くの選良議

な話題で誠に恐縮に存じ

る。

(中略) 人間の主張

ご教導をお願いいたし新

ここに、全宗門皆様の

年のご挨拶とさせていた

ますことは、洵に慶幸とすると り、議員各位と一堂に会し、恭 洞宗通常宗議会の開会にあた ころであります。 法興隆の方策を互いに商議し得 しく一仏両祖の炳鑑を仰ぎ、正 本日、ここに第百三十七回曹

自覚に立って、等しく万民を導 師の慈訓にならい、直下承当の 心、道義の頽廃など、衲の憂慮 途を辿り、煩慮の止まない人 くことであります。 責務は申すまでもなく、両祖大 も堪えることがございません。 るに、諸問題の深刻化が日に日 いて、われら法孫に課せられた に増することで世相は混迷の一 このような混濁たる時代にお 現今の国内外の情勢を精察す

願うものであります。 信託に尽くされんことを、切に 応え、その責務を果たし、以て 重ね、本宗寺院の要望と期待に れる諸案件について慎重審議を ましては、今次宗議会に上程さ 選良された議員各位におかれ

令和三年十一月二十二日 曹洞宗管長 南澤道人

通常宗議会 時

第百三十七回 審 宗会開 洞 議 耆 和 宿尽心 衷整法 催此是

意

規

40 億 351 万 6696 円

12 億 9122 万 7472 円

第137回通常宗議会決算

●令和2年度 曹洞宗一般会計歳入歳出決算

歳入決算額52億4980万4857円歳出決算額45億4229万4690円

(内訳)

16款一調査費

経常部歳出決算額 39 億 4590 万 6905 円 臨時部歳出決算額 5 億 9638 万 7785 円 歳入歳出決算差引残額 7 億 751 万 167 円

(令和3年度準備資金に編入)

○一般会計 歳入 決算額 52 億 4980 万 4857 円 (内訳)

1 款一賦課金	42 億 6149 万 2770 円
2款一義財金	3億1467万2165円
3款一手数料	2310 万 7580 円
4款一雑収入	1億 4956万 7342円
5款一準備資金受入金	5億96万5000円
6款一借入金	0円

○一般会計 歳出経常部 決算額 39億 4590万 6905円(内訳)

	(1 314 ()
1 款-両大本山費	3720 万円
2款一宗務管理費	17億 4856万 5937円
3款一宗費完納奨励金	6億3368万842円
4款一分担金	1439万 2000円
5款一会議費	3844万1760円
6款一企画費	1057 万 9274 円
7款一人権擁護推進本部費	1051 万 1096 円
8款一検定会費	240万 3853 円
9款一布教教化費	2億1006万5928円
10款-補助費	9312万 2503円
11款-教育費	1億7011万2215円
12款-指導養成費	481 万 2841 円
13款一交付品費	379万844円
14款-伝道教化資料費	504万 202 円
15款一出版費	8887万7803円

17款-選挙費	804万7034円
18款-指導相談費	14万 9127 円
19款-年金	1億 5424万 883円
20款-審事院費	528万 4531 円
21款-特別会計繰入金	6 億 1500 万円
22款-予備費	8664万 5238円

○一般会計 歳出臨時部 決算額 5億 9638 万 7785 円 (内訳)

1 款-管長就任式費	0円
2款一大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禅師 700 回大遠忌香資	6000 万円
3款一 SDGs 推進事業費	320万1431円
4 款- SDGs シンポジウム並びに Tokyo 禅アリーナ開催補助	0 円
5 款-曹洞宗宗務庁版『正法眼蔵』作製費	189万 5289円
6款一過疎地寺院振興対策室費	28万 2892 円
7款一曹洞宗宗制調査室費	279万6173円
8款-禅の実践プログラム費	521万 2000円
9款一世田谷学園特別振興補助費	1500 万円
10款-新型コロナウイルス感染症対策積立金	5億800万円

○特別会計 歳入歳出決算

僧侶共済

檀信徒会館

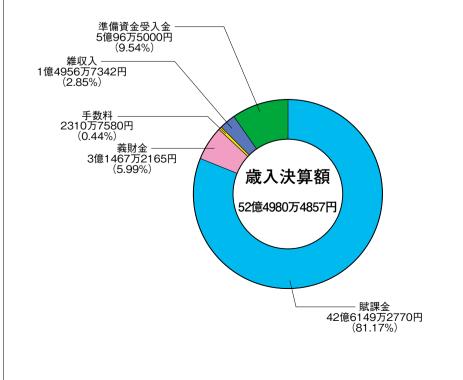
494万2994円

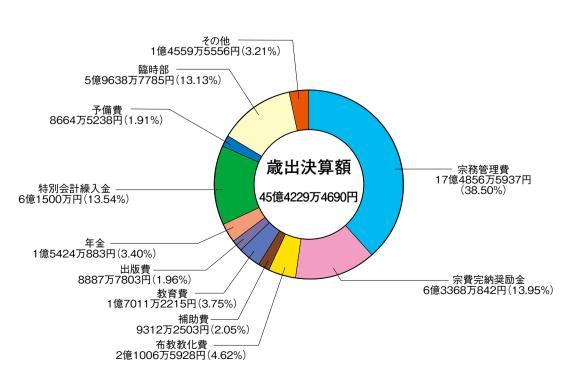
寺院建物共済	36億9413万6776円	
育英資金	5億9000万8225円	
社会事業振興資金貸付等	3億3144万1469円	
宗門護持会	6874万7202円	
不動産(建物)償却引当積立金及び不動産取得運用基金		
	26 億 2561 万 302 円	
修証義公布百周年記念育英基金	11億 8228万 6672円	
災害対策	8億909万2064円	
図書印刷物等刊行	8億9647万3057円	

○準備資金収支決算額 30億 7836 万 2605 円

 収入決算額
 36 億 2932 万 7605 円

 支出決算額
 5 億 5096 万 5000 円





【第百三十七回曹洞宗通常宗議会 宗務総長 総長演説抜粋 鬼生田俊英

両大本山禅師遷化について

諦法禅師におかれては九月十日 世・江川辰三禅師におかれては、 **问月十九日に遷化された。** 大本山永平寺第七十九世・福山 大本山總持寺独住第二十五

日に、同じく大本山永平寺にて厳 執り行われ、本葬儀は十二月十六 一十五日、二十六日、大本山總持 - 六日、十七日に大本山永平寺で 江川禅師の大夜、密葬儀は九月 福山禅師の大夜、密葬儀が九月

座に就かれ、十月十日に入山式が は、宗憲の定めにより大本山總持 予定である。江川禅師ご遷化の後 未定だが、大本山總持寺で厳修の 寺で執り行われ、本葬儀の日程は 寺副貫首・石附周行師が直ちに猊

会

今次内局の重点施策の中途報告と 今後の展望について 宗務総長就任以来、そのほとん

道

会

有

思った以上に業務を進めることが

どが新型コロナ対策に費やされ、

ついて申し上げたい。 えている。そこで、今次内局の重 度の道筋を用意しておくべきと考 思を円滑に引き継ぐため、ある程 点施策の中途報告と今後の展望に できないもどかしさを抱えている。 しかし、次期内局に私自身の意

案の調査研究のため、専門部会を を開催する運びとなった。そし 程予定の変更案を審議いただい 設けるべきとの結論に至り、内局 審議を要すとし、総合特別審議会 で変更案検討の結果、より慎重な た。審議会終了後に、改めて当局 宗制審議会で、今般の宗議会に上 まず宗制調査室は、先日開催の 同審議会でも、引き続き変更

で設置を了承した。

危ぶまれる各地の状況に対して、 援や、寺院の活性化に繋がる施策 過疎地寺院振興という視点だけで を準備している段階である。しか 眼を置き、合併、解散に関する支 いて、現在、持続困難な寺院に主 足や経済力低下により寺院運営が し、調査が進むにつれ、後継者不 てきた。 は対応できないという課題も見え 次に、過疎地寺院振興対策につ

財政健全化は、一定の成果が得ら めの資金積み立てを着実に進め、 ビル運営計画の策定準備、そのた みが必要である。そこで、総研と 広い視点で、より包括的な取り組 め、準備資金を確保し、ソートー 迎えている中でも、歳出削減に努 会館運営をはじめ、厳しい状況を も連携を深め、過疎地寺院に限ら れていると思慮する。 影響など予期せぬ事態で、檀信徒 いる。財政面では、新型コロナの ことを、今後の展望として考えて ず、教団の中長期計画を策定する そのため、教団全体を見据えた

財政を確保できるよう、これまで の財政の枠組みを大胆に変えてい 費総額を大幅に縮小しても健全な る。そのため、今後十年ほどで宗 場合、実質的な宗費の負担増にな ある中、宗費を現状のままにした くことも視野入れている。 しかし、教団規模が縮小傾向に

制度自体の抜本的な見直しの議論 級階査定も、算定方法を含めた

この度、宗務総長の任を拝命し

年を切り「竿頭の先に未来をひら ばならない。宗務総長の任期も一 中長期計画を策定していかなけれ く」ために、まずは基盤を整える

※掲載順は『曹洞宗宗制』 に準ずる 宗務及び事務に関する説明書

規程中一部変更案を上程、第一特 備なので、引き続き検討を図る。 で報告、可決となった。ただし、 を得て、第百三十六回通常宗議会 分の対象に含めることとし、結論 する各点があったが、寺族代表の 族を含めるかどうかなど、懸案と 事院が行う懲戒処分の対象者に寺 審査となった。委員会は、特に審 別委員会に付託となり、同時に宗 基準となる曹洞宗懲戒規程は未整 地位にある者に限り、その懲戒処 番事院における懲戒事犯の審理の 議会閉会中の特別委員会での継続 **史案中懸案であった曹洞宗審事院** 第百三十五回通常宗議会で、変

があり、査定委員会の決定を経 影響による福祉資金貸付規程」は 福祉審議会に専門部会を設置し検 保険料の増額に対応すべく、寺院 舞金交付額が増加したことによる て、貸し付けをしている。 十月末日現在、五か寺からの申請 近年の自然災害の多発で災害見 「新型コロナウイルス感染症の

討している。

までに可否を決定することとなっ 認可について、令和三年十月末日 の決定を内局で承認した。 ているので、先月二十六日に可否 現在運営している僧堂に対する

もとに、諸施策が連動していかな 来を見据えた大きな方針、計画の 痛感しているのは、教団全体の未

> く、教団として、行財政にかかる る。今後、今次内局がより一層の ためには、次期以降の内局にも、 使命感とリーダーシップを示すべ 大綱が引き継がれていく必要があ ければならないことである。その 理および再精査を行っている。 布教・教化できるような資料作成 門では、住職が安心して檀信徒を を目標に、既存の成果刊行物の整 総研について、未来創生研究部

二つの研究会を設置して、年度ご 内に「近現代の曹洞宗教団と人権 問題研究会」及び「近現代の曹洞 宗教団と布教教化研究会」という いりたい。 資料調査と学問的議論を進めてま とに定めた研究テーマについて、 近現代教団研究部門では、部門

ている。 ける供養のあり方などを研究して 献、画像等のデジタル化を実施し 宗宝が喪失されないよう、各種文 儀式を行うかをはじめ、現代にお いる。加えて自然災害等で貴重な け、コロナ禍にあってどのように て、供養に関する研究部会を設 (歴史・書誌・思想等)と合わせ 教化研修部門では、オンライン 宗学研究部門では、従来の研究

を獲得している。 の実施や高齢者福祉施設での法話 用いるなど対応、一定の研修成果 形式での講義、坐禅指導実習など 実習の代替としてビデオレターを

財政部関係 令和三年度宗費の納付期限は、

査定に向けた検討を開始した。 施した級階査定の検証と次期級階 委員会に専門部会を設置、先に実 九十九・五六%交付済みである。 なっているが、十月末日現在で、 支援金の予算額は五億八百万円と 引き続き、延長する措置を講じた。 新型コロナの状況に鑑み、昨年度に 本年五月二十六日付で級階査定 新型コロナウイルス感染症特別

処分等の手続き未了により、未承 況を宗務所でも共有いただくた で全寺院の十九%になる。この状 月末日現在、二千九百二十五か寺 認財産等を有する寺院は、本年十 宗務庁保管の資源台帳で、

び建物情報が閲覧可能となってい 台帳のうち寺院が所有する土地及 め、本年六月より、宗務所で資源

教化部関係

らの再生回数は約三千回だが、今 昼休みオンライン坐禅会」を配信 後は、従来の実際に参加する開催 している。また、十月からは、十 と併用して実施するよう検討して 九時からも開催している。四月か ouTubeを利用した「曹洞宗 「禅教室」は、昨年十二月からY

ターまで問合せいただきたい。 SDGs推進委員会では「ペー

を継続している。

送る取り組みを始めた。

コロナ禍で開催を中止していた

能で、DVDの用意もあるので、 講したものとした。「曹洞禅ネッ 教化部企画研修課、管区教化セン について、一堂に会する開催が中

することにより、布教講習会を受 が動画を視聴してレポートを提出 修用動画が活用された。対象僧侶 **ト・寺院専用サイト」から視聴可** 止される中、僧侶を対象とした研 管区教化センターの布教講習会

思が反映される機会が少ないこと てくこと」に主眼に置いて、協議 現するために、職場環境を改変し 策の決定過程において、女性の意 いる。特に、宗務行政における施 含む環境整備」について協議して とした業務の簡素化」及び「ジェ パーレス化・オンライン化を中心 から、まず、「女性の積極的雇用 ンダー平等や意思決定の透明化を を促進すること、並びにそれを実

ない法衣等を海外の禅センターへ 日本国内の宗門寺院で使われてい **゙**とどけプロジェクト」として、 国際センターでは、今年度より

リーナ」事業の一環として、講師 を対象に「サスティナブル・禅ア 五輪開催期間中、海外の外国人

出版部関係 寺院住所録 帳』を再刊 チャンネル 絶版とな

の同月末と比して二%増となった の減少が大さ である。特に が、二年前との比較では二十%減 行の出版物等の売り上げは、前年 げに戻りつつある。 の他の刊行物は、二年前の売り上 本年九月末日における宗務庁刊 きく影響している。そ に梅花関係の売り上げ

人事部関係

機能検討委員会」を組織、特に教 て、宗務庁役職員からなる「組織 調査研究を行っている。 る業務の集合 化部門に焦点を当て、関連性のあ 現在、宗務庁の機構改革とし 約及び統廃合について

て替えの可な い。また、将来的な檀信徒会館建 性向上と拡充に当たってまいりた 宗務シスニ 旦終了し の公開情報の充実も含め、利便 能性を念頭に、紙によ たので、今後は宗務所 テムの大規模な改修も

生回数は約束 更して実施した。全十四日間、参 加者は六十六名にのぼり、動画再 実施した。緊急事態宣言発出に伴 が英語で坐禅指導する「ZenD い、オンラインでの坐禅指導に変 五千回を超えている。 yo (禅堂 東京) 」を

伝道部関係

である。 彰の式典を、 見送ったが、 で令和四年五月十七日に実施予定 立七十周年記念奉讃大会は開催を 次年度に予定していた梅花流創 東京グランドホテル 創立七十周年記念表

ない中、自宅 できるよう、 流詠讃歌の公式YouTube 編」の映像な 梅花流特派師範による講習を梅花 コロナ禍で で発信している。 を作成した。さらに、 宅でも梅花流の研鑽が で講習会の開催が叶わ 梅花流詠讃歌「作法

っていた『曹洞宗過去

刊行した。 行、また『令和三年度 『禅の風五十号』を

引後の純利益は一億三千四百二十 益四億七千八百万円を加算し、こ 常損失は三億四千三百七十六万四 は十二億二千四百二十一万五千四 発足以来、積み上げてきた剰余金 て、平成十一年十月の檀信徒会館 万四百九十六円である。したがっ れから、法人税等を差し引いた税 千五百二円である。これに特別利 十六円となった次第である。 十二百十六万六千二十六円で、経 令和二年度の総売上高は二億二

将来的に重要度、閲覧頻度の高い る保存書類の量等の調査を行い、 書類を電子化して行くことを検討

後、順次、内部の起案手続き、さ 承認の決裁システムを導入、その 簿保存法が改正となった。この改 は電子承認の対象として拡大する 結する支払請求システムから電子 応の手始めとして、宗務庁内で完 はならないこととなった。その対 らには印影確認の必要ない申請等 ものを一定要件下で保存しなくて 正で取引に関する電子データその 令和三年度税制改正で、電子帳

権擁護推進本部関係

ことを検討している。

合を図るよう、変更を加えた曹洞 点を明らかにし、現在の実務と整 宗人権擁護推進本部運営規程一部 全般にわたり改正が必要とすべき 変更案を上程している。 宗制調査室との協議を重ね、規程 人権擁護推進本部内、さらには

組む復興支援室分室を取材し、次 人おひとりの十余年を想い、現地 を迎える。そこで、被災したお一 映像を制作予定である。 年度の教区人権学習として視聴覚 寺院のみなさまが取り組んでこら た復興と、継続的に支援に取り 東日本大震災から今年で十年目

檀信徒会館事業本部関係

会

証質問

総 括 質

有道会代表

問

阿部

(一) 事業の評価と検

どのような基準の設定がされ ているのか。また、この任期 めるとのことだった。 要な適切な基準の設定には努 や中長期計画を策定するの 中に教団全体の長期ビジョン いが、事業の評価と検証に必 検証機関設置は予定していな 括質問答弁では、外部機関の そこで、現時点で具体的に 前回宗議会の押川議員の総

る視点も有効だが、まずは

議員提案の外部機関によ

方針を明確にして、それに

質問(一)の答弁

有

変更を考案する前に、変更

整えることである。その上 象事業の要不要ではなく、 る。そして、重要な点は対 で、所管部の自己評価と客 化、数値化で評価の土台を 業の目的や内容、実績や効 するべきと思料する。その かである。よって、方針や て、優先すべきものかどう 組織が目指す方向に対し 行うことが枠組みと考え 観的な視点での相互評価を であり、それには、明文 果、費用を明確にすること ために必要なことは、各事 なく、総合的な判断で評価 を満たしているかだけでは 評価は、ある一定の基準 ことで、熟成された議案が上 き台を作成、複数の機関等で 程されると認識するが、如何 理由に対し関係機関のコンセ 立場の違う人々が議論を行う ンサスを得て、その上で、叩 質問(二)宗憲の変更

行政機関の意思に照らして 成案上程に向け作業を加速 年度第二回通常宗議会での 位の意見を伺いながら、本 成する原案に対し、関係各 わないが、宗制調査室が作 憲、曹洞宗規則の上程は叶 してまいりたい。 今次通常宗議会には、宗

の意味で、評価基準を設定 判断することが肝要で、そ するのは、組織の方針を明

確にすることを意味してい

えていただきたい。 苦しいようだが、昨年度の両 大本山の財務状況の概要を教 コロナ禍でご本山の収入が

年支出している両大本山費 中に本山賦課金があってしか 謳われている以上、賦課金の るべきではないか。 められたのか。さらに宗憲に が、この金額はどのように決 また、宗憲の定めにより毎 現在三千七百二十万円だ

過程と内容を重視してまい 策定を目指すのではなく、 つことが前提と存ずる。 照らして評価する姿勢を持

今次内局での中長期計画

える。そこで、予算折衝時 料するが、如何か。 その倍は支出できないかと考 寺あたりに換算すると約二千 本山護持委員会に諮り、金額 況について情報を得て、両大 五百円となる。本員はせめて を設定するのが望ましいと思 に、事前に両大本山の経営状 現在の両大本山費は、一か

質問(三)の答弁

質問(二)の答弁

宗憲、曹洞宗規則、宗制

れる。両大本山費の算定根 経済的には厳しいと推察さ 関する概要報告には財務状 況の報告は含まれないが、 両大本山の山務運営等に

要度により、十分な時間と の各規程も、変更事項の重

と方向に進むのであれば、

参画により、よりよい議論 議論が必要で、多くの方の

> 望むべきところである。 拠となる正式な記録がな 課金を設ける提案だが、結 ある。宗費に新たに本山賦 年度より据え置いたままで えることになり、慎重に考 果的に寺院の宗費負担が増 えるべきと思量する。 く、現在の金額は、平成九

寺 質 院問 過疎対策と兼務

は必然と思慮する。 の社会情勢を勘案すれば、今 後任者不在問題である。現在 後、過疎地での兼務寺院増加 兼務寺院の理由の多くは、

財金が発生せず、罰則もない 数で割った一年分を納めては 現状である。そこで、再申請 る。一方、行わない寺院は義 どうか。 毎年申請時の義財金を任期年 がなくとも、任期切れ後に、 た任期分の義財金を負担す る。行った寺院は更に申請し う寺院と行わない寺院とがあ が、任期切れ毎に再申請を行 分の義財金を申請時に納める 五年の任期で申請、任期年数 兼務住職任命申請で、最長

観点に立てば再申請制度の必 望ましいと捉えるが、見解を 題とは、分けて考えることが なので、義財金問題と後任問 方途がないのが現実である。 務地として存続していく以外 様々な理由から障壁があり兼 要性は認めるが、過疎地では 定めることが望ましく、その 当然、任期中に後任候補を

ての性格を有することにな が、任命義財が賦課金とし の納付漏れは解消される がある。これにより、義財 質問(四)の答弁 議員の提案は合理的な面

等、総合的な視点から検証 け離れる結果が生じないか ら、目指すべき方向性とか 過疎地域の寺院振興面か 形骸化してしまわないか、 行、本来の兼務住職制度が 果、兼務住職の常態化が進 を分けて解決を図った結 し、整理しながら、慎重に 義財金と後任住職の問題

(五) 梅花流全国奉詠

ては如何か。 五年毎の周年記念大会にし

質問(五)の答弁

のとすべく検討している。 について、時代に則するも 現在、全国大会の在り方

質問(六)寺院の教化活動

る。そこで、現況把握のた の一部補助が認められてい た平成二十八から三十年度 は公認登録台帳に登録、経費 れている。これを受け教化部 め、コロナ禍の影響がなかっ 布教教化規程第四十一条に 届け出ることが義務化さ 各寺院で教化組織を設 禅の集いを除いた新規登

> の補助金が支出されたのか。 に対し、教化部からどのよう な働きかけがなされ、いくら また、この四十一条を見直 登録された教化組織

> > さらに、檀信徒に輪袈裟の

文も強制的な文言を緩やかに 行われているものを記し、条 から差し引いてはどうか。 ラインで行うようにできない し、年度毎の活動実績はオン 化組織」の例に、現在比較的 か。また、 しては如何か。規程中の「教 経費の一部は宗費

質問(六)の答弁

で、今後、 たしてい 院では、 行の規定が現状と齟齬をき 含め、研究検討をしてまい 報告書に示されており、現 ていることが宗勢総合調査 届け出はなかったが、各寺 その期間の教化団体結成 様々な活動がされ ると思慮するの 関係規程変更も

対応する必要がある。

りたい。 る中で、 後の機構改革などを検討す 状、実現するのは難しく今 画期的とは存ずるが、現 て受け止めたい。 また、 貴重なる提案とし 補助金の提案は、

用、数珠の携行の推進のお唱え普及と輪袈裟の着質問(七)檀信徒の略三宝

ることは、 珠を作る会」などの教化組織 た、近頃数珠を携行されない 作りを研究し、広く実践して よりの教 万も見受けられるので、「数 檀信徒が略三宝をお唱えす 化ではないか。ま 実践行としての何

つも着用できるよう、寺院に ようにしたい。所感を伺いた をした後、無料で授けられる ストックを置き、略式の授戒 着用を推進したい。仏事にい れると思慮する。 いただくと大きな効果が得ら

質問 (七)の答弁

となので、各寺院での布教 用を通じて、宗門や菩提寺 教化活動の一助となる施策 涵養することは意義あるこ に対する信仰心と帰属心を に反映できるよう考えてま 二宝のお唱え、輪袈裟の着 檀信徒の教化活動で、略

設 質 置 問 専属の広報部署

もので、多くの方に視聴いた クセス数が伸びていない。 だきたいが、残念なことにア 即応すべく工夫研鑽を重ねた 開している。これらは時代に など積極的に動画の活動を展 現在、ネット動画やアプリ

担当する専門の部署が必要な ことも要因であるが、行政側 のではないか。 それを広める努力が足りない 一努力を考えると、それらを 動画配信に対し、宗門人が

夏問(八)の答弁

べきだが、宗務庁として作 成する動画、投稿記事につ 再生数は広報係が検討す

的と対象を明確にすること いて、発信すべき内容、目 まるものと思慮する。そし 動画の内容と担当部署が定 定することで、作成すべき が必要で、広報の目標を設 に組み合わせることで相乗 紙面の広報媒体などと巧み て、動画作成に終わらず、

き続き検討してまいりた 議員提言の部署設置を、引 意義であると存ずるので、 なる役割を担うことが存在 の社会と曹洞宗の架け橋と 効果が期待できる。 曹洞宗の広報は、国内外

質問(九)教師検定 後継者の確保と育成は、

会

報

提言したい。 対策にも直結する。志ある者 不可欠であり、これについて よう、宗制の弾力的な活用が が住職資格を早く取得できる て喫緊の課題であり、過疎化 勢が衰えつつある宗門にとっ

道

会

有

の安居が必要となるが、働き 得しても、六年間で計九十日 専門僧堂に一日から一週間程 ことができるよう、すべての ながらでも安居が積み重ねる 自助努力を促していくこと。 基準を満たしていけるような 般社会で働きながらでも査定 のかをわかりやすく伝え、一 者にどのような条件が必要な を明確化するとともに公表 し、僧侶資格を得ようとする 教師検定の査定内容・基準 教師検定で二等教師補を取

> 設の特殊安居を設けること。 度での修行ができるよう、常

質問(九)の答弁

と合格水準を明示すべきと すべき僧侶、教師、住職と 例えば筆記試験の内容、参 覚できるような、試験内容 の提言と承った。 はこのようにあるべきと自 験の内容の明確化で、目指 禅、法式声明などの実技試 査定基準の明確化とは、

置、さらには短期間、極端 受け入れられる僧堂の設 れる中で、常時特殊安居を 繰り返しできるような僧堂 は、安居の多様性が求めら 内容、合格水準があれば、 たなら、補おうと自助努力 自問し、足らないと自覚し に言えば一泊二日の安居を ひとつの目標として定めて たら合格したであろうかと もよいと思料する。 していくような明確な試験 れた場合でも、受検してい 次に、特殊安居の提言 無試験検定で教師補任さ

質問(十)各僧堂のオンデ マンド講習導入

を提案したい。 的な学習内容を提供すること 掛かる経費の軽減のために、 オンデマンド方式による統一 本山・地方僧堂での講義に

質問(十)の答弁

つかの学科目は、一般的な 僧堂の履修科目で、

> するべきであり、オンデマ 涯で指導されるので、一律 方、特に宗乗は、師家の境 減につながると存ずる。一 は、各僧堂の経費負担の軽 ンド方式による教材の提供 解釈として僧侶が各々理解

する必要があろうかと存ず 僧堂運営に資するかを検討 に教材を提供することが、

(十一) 尼僧の本山安

居 質問

は認められる認識でよいの そこで確認だが、本山僧堂が リアできれば、当然その安居 宗務庁の懸念する諸条件をク なかなか門戸が開かれない。 尼僧の本山僧堂への安居は、 山僧堂の位置づけであるが、 宗侶の行学の根本道場が本

質問(十一)の答弁

認されない、ということは 片方の性別のみでないと承 学部長が承認しているが、 僧堂の堂則で定められ、 掛搭僧の受け入れは、 教 各

慮している。

の設置も検討を要すると思

ることはできないと思量す 統的であり、これを否定す 衆制は、性別、出家の有無 で分けて修行することも伝 一方で、仏教における四

ることは難しいと存ずる。 について行政として介入す また、各僧堂の受け入れ

質問(十二) 級階査定

る可能性があると思慮する。 定は難しく、不公平感が生じ 級階査定では実態に即した算 約十年に一度のペースでの

をお聞きしたい。 とが肝要と思料するが、見解 な算定方式の構築に努めるこ 軽減にも配慮して、公平公正 材料に入れ、現行方式の改善 点を検証し、事務方の仕事量 直接収入方式の導入も検討

質問(十二)の答弁

けた前向きな議論をお願い に繋がる方途を研究いただ している。 直接収入方式は、導入に向 いている。また、(仮称) も増加するので、経費削減 すれば、調査に係る経費等 いて、査定の間隔が長期化 年一区切りの査定時期につ 究中である。これまでの十 定委員会専門部会で調査研 次期級階査定は、級階査

い制度でなくてはならな つ中立で、寺院に解りやす 級階査定制度は、公平か

良き制度となるよう引き続 らえ、将来にわたり、より き検討を重ねてまいる所存 各寺院の実態を的確にと

改質 革問 (十三) 宗務庁の機構

廃合について検討するため、 連性のある業務の集約及び統 教化部門に焦点を当て、関

> 構成し、調査研究を行ってい 宗務庁組織機能検討委員会を 含めて詳細をお聞きしたい。 るとのことだが、進捗状況も

質問(十三)の答弁

可否等、所管部署の自己評 の業務と集約及び統廃合の 価としての調査研究をして を当て、その業務が他部署 まず教化部の業務に焦点

> 次内局中 いる。こ の調査結果は、今

委員は、

ないようにしたい。

四億七千八百万という金

毎

出資金、檀信徒会館特別会

ではない。一般会計側では いう意味で、資産そのもの 資産に「相当する」金額と 額は不動産貸付特別会計の

計側では元入金として計上

されていたものである。

河村 康秀



者である宗務庁として、事業 度合いはどうなるのか。 行うのか。今後のホテル建替 支援は行われるのか、支援す え等の事業長期計画への影響 るならどのようなスタンスで 檀信徒会館の欠損補填 コロナ禍により、事業主体

特別会計の償却資産の一部と の事だが、清算されたのは平 テル清算に伴い生じた不動産 万円が(株) 東京グランドホ 今回補填した四億七千八百

のか。 成十一年十 り扱いは益金であるのか無い なぜ二十二 がなされなかったのか。 損失補填の法人税法上の取 一年もの間会計処理 -月と聞いている。

るのか。 減価償却費が過大に計上され と、長年に渡り建物に対する 失金はいくらあるのか。さら が、今後の ていたことになると思慮する の減価償却費にあたるとする に、四億七千八百万円が建物 現在の法人税法上の繰越損 税負担に影響はあ

答弁:財政部長

れれば、 今後も多額の損失が計上さ 支援は想定していないが、 現時点でホテル事業への 般会計からの資

望んでい 告し、今後の中長期計画を 策定する一助となることを る。 には内局に対し報

影響は発生していない。た

て現在、事業長期計画への

善されなければ、宗費など だ、前述のように状況が改

に影響を及ぼすことになる

財政部としてそうなら

なるかと存ずる。したがっ

金投入を行わざるを得なく

等の一部の役職員を委嘱し 伝道部等の部課長及び係長 あくまで内部調査なので、 なお、 教化部、教学部、 この検討委員会は

る処理ではないので益金に 産」そのものについては、 度と二年度を合計した五億 の繰越損失金は、令和元年 減価償却を行っており、今 九千百八十八万七千二百十 は当たらない。法人税法上 上、何らかの影響が発生す 後の税負担に影響はない。 に計上された建物等の「資 今回の処理は、法人税法 際に檀信徒会館特別会計 不動産貸付特別会計閉鎖

回答は所管部長名 質 問

松浦 徹應

葬儀社への対応の指針

儀社の多くは、檀家制度の否 定、 最近増加傾向のネット系葬 布施の定額化・低額化を

作り利用することは、すぐに にも必要に応じてグループを 情報の共有が図れる。その他 職員のアドレス登録により、

今後の展望について回答いた がりは葬儀や供養の価値観を 宣伝文句としており、その広 たきたい。 変しかねず、当局の対応と

戒規程に抵触することにな 寺があることを知らされな 答弁 布施の定額表記や僧 かったとしても、曹洞宗徽 である。仮に施主から菩提 与する事案が発生すること 師となること、戒名等を授 檀徒に対し、引導師、焼香 侶派遣を行う葬儀社と捉え **慶慮する点は、他の寺院の** て回答する。派遣で宗門が

することが肝要と思料す を把握しながら対応を検討 懲戒規程に抵触しないよう 要な収入源の場合もあり、 否定できない。今後、現状 宗侶にとっては、生活に必 に応える必要があることは たいという利用者の気持ち 注意の上、亡き人を供養し しかし、業者に登録する

教師資格取得

況と展望を回答いただきた 要望が強いため、その進捗状 資格取得の容易化に対する

題に対応しようとする僧 築し、次に伝統的な禁足を 認めるよりも、まずは多様 経験のない者に教師資格を 旨とする僧堂と、今日的問 な僧堂のあり方を模索・構 一足飛びに僧堂掛搭

用して、例えば全国宗務所役

曹洞宗メールマガジンを使

する。

を優先的に進めることを提言

マップ作成と事務部門のDX

宗門におけるDXロード

要と思料する。 堂、それぞれでの僧堂掛搭 宗制の整備や意識改革が必 した者が互いを認め合える

教区制度

事象で派生する、ハラスメン に対し、何らかの避難措置や を強いられる声がある。これ 救済制度があっても良いので ト的な弊害により精神的苦痛 しているが、一部に教区内諸 教区制度は概ね良好に機能

度を越えたものであるな 答弁 ハラスメント行為が 教区における諸問題は、基 な解決にはつながらない。 で問題の解決にあたるべき なので、まずは、当該教区 教区内の自治に属する事項 本的には宗務所管内または て退避処置は問題の根本的 危惧される。この対応とし ら、人権問題に抵触すると

ば、速やかに策定いただきた 過疎問題対策の基本方針は 定まっているので、これを 答弁 策定していないが、

宏思

木村 光俊

どう関係を維持していくの 育成が実現した場合、宗門は 曹洞宗米国法人立ち上げ 日本から独立した形で僧侶 以下の三点の回答を求め

だきたい。 伝達のスピード化・事務の省 生み出す。ぜひ、進めていた エネ化等、多くのメリットを でもできると思慮する。情報

術的に可能であり、宗務庁情報を伝達することは、技 いる。 で、目下、実現を目指して の事務効率化に直結するの グループを作成し、一括で 役職毎の電子メール送信先 ター、特派布教師など資格・ 答弁 宗務所、教化セン

電子メールに限らず、その 働きかけていくとともに、 所存である。 他の情報共有ツール等の導 入も併せて検討をすすめる 今後も多くのグループに

ロードマップ過疎対策寺院振興対策

きたい。策定されていなけれ 定されていればお示しいただ 具体的なロードマップが策

る施策を講じていきたい。 元に寺院の活性化につなが

メーション (DX) 推進 デジタルトランスフォー

戸田 光隆

あると思慮する。一点目は活 過疎地寺院振興対策室 対策室の任務は大きく二つ

性化につながる振興のための

等について回答いただきた 出されて場合。米国法人だけ では解決の難しい問題が発生 した場合。財政面での関わり 想定を超える独自色を打ち

回答できないが、総監部が いくか、協議を開始したい。 る独自性は生じないと思慮 る資格付与等に関して問題 関する部分などは完成して に、教師分限、僧侶分限に の整備作業が進められ、既 事を中心に各種規則や規程 後当該法人とどう関わって への非営利団体申請が全会 府への法人登記及び国税局 する。また、総監部現地法 はなく、そこに想定を超え この規程の運用範囲におけ 指導的役割を担うと見込ま 体的な事態が不確定なので 一致で承認されたので、今 人総会で、今年度内に州政 いると報告を受けている。 解決が難しい問題は、具 総監部現地法人の理

で補助することを検討して 会議や研修の共催という形 のを曹洞宗で負担する想定 はしておらず、当面の間、 財政面は、運営費そのも

僧侶共済制度加入申請時に

点目は過疎地域寺院への対策 具体的施策を示すことで、二 である。

地域寺院対応を伺いたい。 と、解散も視野に入れた過疎 性化につながる具体的施策 スを示せる人材や組織の編成 の声を聞き、適切なアドバイ 後継者不足と檀信徒激減寺院 討するとの事である。しか 後不活動や住職不在の教区を 事務に関する説明書には、今 が必要と思慮する。寺院の活 や解散のマニュアル作成を検 対象に実態調査を行い、合併 に、宗務所長など、各地域の

られた合併解散の意見を参 答弁 対策室ではボトム 作成している。 考に各種手続きを分かりや た、過疎地域寺院より寄せ の策定を目指している。ま ついて、総研と協同で施策 アップによる寺院活性化に すくまとめたマニュアルを

僧侶共済の指定受取人

離縁等でスムーズな申請・給 想像できる。僧侶共済規程第 について、現状をみると、指 とになっている。この受取人 付が困難な場合があることが 定した師僧や配偶者の死亡、 は、指定受取人を設定するこ

には給付事由発生後六十日以 定められており、同第十八条 十七条には受給資格の順位が

内に申請しなければならない

ことから、

時間的制約と労力

今次宗議会配布の宗務及び 更に宗費納入組合長並び 過疎地域に所在する寺

既に曹洞宮 いる。受取人が宗侶や寺族 で確認できるようになって も随時お知らせする予定だ 五月に掲載しており、今後 テム登録の関係上、現在対 に限らないことから、シス 指定受取人が宗務システム た、今年度より宗務所でも が、方法は検討したい。ま している。本年は二月から 宗報に掲載、周知 定受取人変更は、

場合、可能な範囲で宗務所 いただきたい。 族が死亡等で除籍になった 応していない。 なお、受取人の宗侶や寺 ているので、

理解

金岡 潔宗

准師家の 専門僧堂の再認可の可否が 制度

> 決定した今、准師家の制度、 ての考えを伺いたい。 さらに指導者のあり方につい

者」を検討し、僧堂に常在 設定しているが、認定制度 命を考えている。 の再考に際して、師家規程 教育には重要と思慮する。 あたり、師家規程にある常 た者」及び「四十歳以上の 現在は准師家資格認定会で 在勤務の准師家確保が僧堂 に規定される「法幢を建て し師家に随身する人材の任 専門僧堂の再認可に

にも、当局より曹洞宗報等で

共済の円滑な制度運用のため を必要とする。そこで、僧侶

僧侶共済の周知と現状に適し

た受取人への変更を促すよう

臥の四威儀を行ずる安居形 り「掛搭僧とともに行住坐 設置基準第八条にあるとお 態で僧堂に勤務する」こと 指導者のあり方は、僧堂

あると思料する。

できるよう表記される必要が 受取人には該当しないと判断 務庁へ死亡届が提出されてい 取人が宗侶・寺族の場合、宗 宗務システムで確認できる受 告知すべきと思料する。また

るのであれば、システム上で

堂長会議のあり方、師家会

内容について協議するとあ 長会議の要望により改善され 内局は毎年一回以上堂長会議 る。過去の会議で、当局が堂 を開き、僧堂の運営及び教育 た事柄はあったのか。 教育規程第二十九条には、

局はどう対応したのか。 いての考えをお聞きしたい。 あり方や師家会との関係につ さらに、今後の堂長会議の

同様に、師家会の要望に当

は専門僧堂師家に委員とし 答弁 現在、教学審議会に て参画いただいており、同

家会提案の「僧堂における 専門部会も同様である。 過去の協議事項では、師

充、不祥事発生時の対応マ 内の暴力行為を含む不祥事 ニュアル作成に繋がってい の根絶、僧堂人権学習の拡 決議」が、平成二十五年十 れ、これを指針とし、僧堂 不祥事の再発防止に関する 一月二十九日付け採択さ

検討している。 と共有する会議へと変更を 増える事務の詳細を教学部 務担当者会議として、 僧堂振興協議会は、僧堂実 報共有には有益と考える。 堂長会議は、各僧堂の情 今後

寄与いただきたいと思慮す 的なので、相互の情報共有 僧堂の振興を図ることが目 互の連絡、連携を密にして の組織であり、僧堂振興に 師家会は各僧堂と師家相

専門僧堂再認可申請

有

道

会

は可能と考えるが、所見をお 置基準を満たしていれば申請 ている。なぜ十年なのか。設 ることができないことになっ 聞きしたい。 過していない者は認可を受け れた日から起算して十年を経 定されたが、認可を取り消さ 専門僧堂再認可の可否が決

限が課せられ、要職の方の せられた場合、その満了後つ者が、禁固以上の刑に処 判官、弁護士等の資格を持 最長期間となる。 から十年間、資格の取得制 一般的に学校長、裁

> 規程を遵守しない場合は、 同様の欠格期間が妥当と考 根幹であり、宗門が定める 僧堂は宗門の人材養成の

請者ならば「十年を経過し ていない者」に該当しない。 ある。つまり、仮に別の申 請寺院ではなく、申請者で なお、この欠格対象は申

祐孝

宗費減額

きしたい。 額を想定しているのか、お聞 的に年間予算はどのくらいの 考えるが如何か。また、将来 減額するしかないかと思慮す 直しを徹底する施策が必要と る。それには歳費や事業の見 宗費減額には、 執行予算を

で、宗費の総額が下がり、 や事業が見極められること なされ、宗門が目指す方向 点では回答しかねるが、今 見直すことは重要である。 歳出や各種事業を根本から を大胆に変えることも視野 答弁 宗費の総額を縮小し 予算規模が縮小すると思慮 に対して、優先すべき施策 に入れている。その過程で、 できるよう、財政の枠組み ながら、健全な財政を確保 後、内局で見直しや検討が 将来的な予算規模は現時

「私たちは誓願します」ポ

四か所散見される「袈裟功 徳」「行持上」「行持下」「出 たのか、他にどのような背景 誓願しますということになっ 家功徳」が、これらを踏ま が主たる所管部はどこか。 で誓願になったのか、お聞き え、道元禅師の思いを集約し 「誓願」という言葉を宗典に

通告質問

ろ、コロナ禍で医療従事者 差別をしないことを周知さ 対し、差別が起こらない、 分断や差別が生じたことに や感染者、その家族に対し、 言の背景は、確認したとこ ものである。「誓願」の文 で、昨年九月に配布された 北管区教化センター作製 答弁 指摘のポスターは東 せる目的との事であった。

(副議長)村松

長)三吉

由之

☆特別委員会

大本山、

大本山

☆運営委員会

成立に関する集会 【第一日目】十一月二十二日

宗務監查委員長報告

【第二日目】 十一月二十三日

会議と日程

常任委員選挙 宗務総長演説

開会式、開会 管長就任式

(長)五十嵐靖雄

(主)横井 真之

中村 見自

龍谷 顯孝

藏山 大顕

平井 正道 金子 清学

増坂

澄俊

特別委員会設置(別掲)

総括質問

議案上程、所管部長説明

委員会付託 議案研究

☆第二決算委員会

小島 恭道

喜美候部謙史

典雄

(長)戸田 光隆

永平寺系…阿部光裕議員(別掲)

下に「曹洞宗」と出ている

各委員会審議 總持寺系…坂本泰俊議員

各委員会審議 【第三日目】十一月二十四日

木村 光俊

各委員長報告 【第四日目】十一月二十五日

懲罰委員長報告、閉会 各種案件可決承認

\\ 懲罰委員会

常任·特別委員会

(主)嶽盛 和三 (長)森 荒井 裕明 元亨 (主)圓通 良樹 結城 俊道

(長)は委員長 (主)は主査

副会長

真 隆 元

孝二 賢隆

同同同同同同同同同同同同同同

泰英 雄

同 同

同

正 哲 道 州

英 卓 対

同

(主)片山 (長)名村 直高 尚 芳雄 昌佳 釜田 卓史 隆侃 隆文

☆予算委員会

(主)田中 清元 福田 坂本 泰俊 光昭 (主)武山 正廣 (主) 吉村 明仁

平岩 浩文

☆第一決算委員会

(主)石川 順之 松本 國安 大智 宏思 宗彦

∓ 105 0014 有道会事務局 東京都港区芝2-5-20

FAX〇三-三四五四-五四七七 TELO三-三四五四-五四七五 田中ビル二階

同同同同同同同

(主)奥村 孝善 (主)山本 健善

乙川 良介

宗彦 能人

髙橋 英悟

http://www.yudokai.net 有道会ホームページアドレス

(主)押川 (主)松浦 金岡 潔宗 國安 大智 徹應 伸生 (主)清泉 文英 (主)佐藤 甘蔗

英司

一典

清廉

(主)鈴木 祐孝 (長)池田 大智 ☆請願委員会 来馬 宗憲 (主)服部 山路 直哉

顧 会

問 長

曹洞宗参議

(長)大坂 恵司 (主)近藤 龍法 倉内 泰雄 (主)松本 宏思 阿部 光裕

大本山

(主)松原 道一 (長)神野 哲州 髙橋 英寛 做称略 太字は有道会) (主)倉内 石附 正賢 泰雄

常任顧問

第三十五回有道会大会 二〇二二年三月二日 予定

幹事長

副幹事長

大 光 俊 良智 隆 道 樹

同

武山 広報部会 十三時から 正廣 松浦 徹 能 人

光俊 庶務幹事 監事 同 同 同

会計幹事 同 武阿小押渡松池戸結圓平神山部島川部原田田城通井野 伸 卓 生 史 一

副議長

財政部長 局

出版部長 教化部長 教学部長 藤浅小桃 宗良信孝秀憲信隆道世 有道

同 同 同 同

寛徹之亮

泰仙